

不服申出制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、入国者収容所又は収容場（以下「収容所等」という。）に収容されている者（以下「被収容者」という。）からの処遇に係る不服の申出について、適正な運用を行うことを目的とする。

(案内文の掲示)

第2条 入国者収容所長及び地方入国管理局長（以下「所長等」という。）は、収容所等の収容居室内等に被収容者処遇規則（以下「規則」という。）第41条の2第1項に定める不服の申出に係る案内文（別表1）を掲示しなければならない。

(不服の申出)

第3条 所長等は、被収容者から不服の申出を行う旨の意思表示があったときは、直ちに当該被収容者に対し、別記第1号様式による不服申出書及び別記第2号様式による封筒を交付しなければならない。

2 所長等は、各被収容者ごとに不服申出書を作成させるものとする。

3 所長等は、当該被収容者から不服申出書を作成するに当たって、単独での収容を希望する旨の申出があったときは、保安上支障がない範囲内において、これを認めるものとする。

(不服申出書の受理)

第4条 所長等は、被収容者が不服申出書を提出しようとするときは、自ら封をさせ、封筒の所定欄に必要事項を記載させ、これを受理する。

2 所長等は、被収容者から任意の用紙による不服申出書が提出されたときは、前項に準じてこれを受理する。

3 所長等は、不服の申出を行おうとする被収容者に代わって他の被収容者又は代理人が不服の申出を行うときは、これを受理してはならない。

(事実の調査)

第5条 所長等は、不服申出書を受理したときは、必要な事実の調査を行わなければならない。

2 所長等は、処遇担当以外の職員を指名して前項の調査をさせることができる。

3 所長等は、申出の内容が他の収容所等における処遇に係るものであるときは、当該収容所等の所長等に対して必要な協力を求めることができる。

(所長等の措置)

第6条 所長等は、不服の申出を行った者（以下「不服申出人」という。）に対し、

規則第41条の2の規定により判定の結果を通知するときは、別記第3号様式による判定書を交付するとともに、当該判定結果に不服があるときは、収容中である場合に限り、法務大臣に対して異議を申し出ることができること及びその申出は判定結果の通知を受けた日から3日以内に書面を提出して行わなければならないことを知らせなければならない。

- 2 所長等は、申出の内容が規則第2条の2又は第41条に係るものであるときは、当該規定により処理するとともに、その旨を当該不服申出人に知らせなければならない。
- 3 所長等は、申出の内容が入国警備官による暴行その他の人権侵害に係るもので、かつ、前条の調査の結果、申出の内容に理由があると認められるときは、直ちに法務省入国管理局長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 所長等は、不服申出人が第1項の通知を受ける前に出所するときは、当該不服申出人に出所後の住所、居所又はその他の場所のいずれかを判定結果の通知先として指定させ、当該通知先を第11条に規定する被収容者不服申出・異議申出簿に記載しなければならない。

(異議の申出)

第7条 所長等は、前条に規定する通知を受けた被収容者から異議の申出を行う旨の意思表示があったときは、直ちに当該被収容者に対し、別記第4号様式による異議申出書及び別記第2号様式による封筒を交付しなければならない。

- 2 第3条第3項及び第4条第3項の規定は、異議の申出について準用する。

(異議申出書の受理及び進達)

第8条 第6条に規定する通知を受けた被収容者が異議申出書を提出するときは、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

- 2 所長等は、異議申出書の提出があったときは、速やかに別記第5号様式による異議申出進達書に異議申出書及び関係書類を添えて法務大臣に進達しなければならない。

(裁決通知を受けた所長等の措置)

第9条 所長等は、法務大臣から裁決結果の通知を受けたときは、速やかに当該異議の申出を行った者（以下「異議申出人」という。）に対し、別記第6号様式による裁決通知書を交付するとともに、必要な措置をとらなければならない。

- 2 異議申出人が前項の通知を受ける前に出所するときについて、第6条第4項の規定を準用する。

(放棄及び取下げ)

第10条 所長等は、第6条に規定する通知を受けた被収容者から異議の申出を行わない旨の意思表示があったときは、別記第7号様式による異議申出放棄書を提出させるものとする。

- 2 所長等は、不服申出人又は異議申出人から不服に係る申出を取り下げる旨の意思表示があったときは、別記第8号様式による不服申出・異議申出取下書を提出させるものとする。
- 3 所長等は、異議の申出の取下げがあったときは、速やかにその旨を法務大臣に報告しなければならない。
- 4 第4条第3項の規定は、異議の申出の放棄及び不服に係る申出の取下げについて準用する。

(簿冊)

第11条 所長等は、被収容者から不服の申出及び異議の申出があったときは、別記第9号様式による被収容者不服申出・異議申出簿を作成しなければならない。

(補則)

第12条 所長等は、この要領に定めるもののほか、必要な事項について実施細目を定めることができる。

附 則

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

処遇に係る不服の申出について

あなたが、収容中に受けた自己の処遇に関する入国警備官の措置（暴行等を受けたとき）について不服があるときは、当該措置を受けた日から7日以内に、収容施設の長に対して不服を申し出ることができます。

この申出を行うことにより、あなたが不利な取扱いを受けることはありません。

1 不服の申出手続

(1) 収容施設の長に対し不服を申し出る場合は、

- ① 不服申出書を交付します。
- ② 作成後、自分で直接封をして提出してください。

(2) 不服を申し出る場合は、次の点に注意してください。

- ① 2人以上が共同して不服を申し出る場合は、各人ごとに不服申出書を作成し、提出してください。
- ② 自己が受けた入国警備官の措置（暴行等）に限って不服を申し出ることができます（他の人が受けた措置について、代理で不服を申し立てることはできません。）。

2 不服申出書の記載要領

(1) 不服申出書には、所定の欄に、あなたの国籍と氏名をアルファベット又は漢字ではっきりと記入してください。提出日は、不服申出書の作成を終了し、提出する日に当日の日付を記載してください。

なお、あなたの国籍と氏名以外の申出事項は、あなたの母国語で記載しても差し支えありません。

(2) 「申出事項」の欄には、あなたが不服とする入国警備官の措置がとられた日時、その収容施設の名称、当該措置の内容及び不服とする理由を記載してください。

3 不服申出に対する措置

あなたからの不服の申出に対しては、収容施設の長が調査を行い、その申出があった日から14日以内に、その申出に理由があるかどうかの判定結果をあなたに書面で通知します。

なお、あなたが出所した場合は、出所後の住所等に通知することとなります。

不 服 申 出 書

入国者収容所〇〇入国管理センター所長 殿
〇〇入国管理局（〇〇支局〇〇出張所）長 殿

国 籍
氏 名

申 出 事 項

問題となる入国警備官の措置が行われた日時：

その措置の内容：

不服とする理由：

提 出 日 年 月 日

別記第2号様式

封筒

不服申出書
異議申出書

国籍 _____

氏名 _____

37 cm

24 cm

番 号

年月日

判 定 書

殿

国 籍

氏 名

生年月日

年

月

日

あなたからの不服の申出について調査した結果、下記のとおり判定します。
この判定結果に不服があるときは、あなたが収容中である場合に限り、法務大臣に対して異議を申し出ることができます。異議の申出をする場合は、通知を受けた日から3日以内に書面を提出してください。

記

入国者収容所〇〇入国管理センター所長
〇〇入国管理局（〇〇支局〇〇出張所）長

署

名

異議申出書

法務大臣 殿

国籍

氏名

私は、 年 月 日付け判定書をもって通知を受けた処遇に係る
不服の申出に対する収容施設の長の判定結果に不服があるので、法務大臣に対し
異議の申出をします。

(理由)

提出日

年 月 日

異議申出進達書

法 務 大 臣 殿

入国者収容所〇〇入国管理センター所長 ○ ○ ○ ○
〇〇入国管理局（〇〇支局〇〇出張所）長 ○ ○ ○ ○

下記の者から被収容者処遇規則第41条の3第1項の規定による異議の申出があったので、異議申出書及び関係書類を送付します。

記

1 申 出 人

国 籍

氏 名 ()

生年月日 年 月 日 (歳)

適 条 出入国管理及び難民認定法第24条 号

令 書 平成 年 月 日付け 号

入 所 日 平成 年 月 日

2 異議の申出の対象

平成 年 月 日付け判定書 (号) をもって通知した
判定結果

番 号

年月日

裁 決 通 知 書

殿

国 籍

氏 名

(男・女)

生年月日

年

月

日

(

歳)

平成 年 月 日付けのあなたからの異議の申出については、
理由がないものと裁決したので、通知します。

法 務 大 臣 ○ ○ ○ ○

異議申出放棄書

入国者収容所〇〇入国管理センター所長 殿

〇〇入国管理局（〇〇支局〇〇出張所）長 殿

私は、 年 月 日付け判定書（ 号）をもって通知を受けた
処遇に係る不服の申出に対する判定結果について、被収容者処遇規則第41条の3第
1項の規定による異議の申出を放棄します。

国 籍 _____

氏 名 _____

本 人 _____

（ 署 名 ）

別記第8号様式

年 月 日

不 服 申 出 取 下 書
異 議 申 出

法 務 大 臣 殿

入国者収容所〇〇入国管理センター所長 殿

〇〇入国管理局（〇〇支局〇〇出張所）長 殿

私が、貴職に対して

不服申出書をもって行った不服の申出

異議申出書をもって行った異議の申出

を取り下げます。

国 籍 _____

氏 名 _____

本 人 _____

（ 署 名 ）

被収容者不服申出・異議申出簿

番号	受理日	申出 (国籍・氏名・性別)	不服の内容(要旨)	調査経過	判定結果 通知日等	異議の申出
		国籍 出所後の通知先 ()			判定結果 通知日・判定書番号	申出・放棄・進達 裁決結果・通知
		国籍 出所後の通知先 ()			判定結果 通知日・判定書番号	申出・放棄・進達 裁決結果・通知
		国籍 出所後の通知先 ()			判定結果 通知日・判定書番号	申出・放棄・進達 裁決結果・通知